

## 耐震性能分科会の運営について（ポイント）

- 1 耐震性能分科会（以下、分科会）は、本庁舎の耐震性能について、専門的かつ集中的な審議を行い、その結果を有識者会議に報告する。
- 2 分科会の設置期間は審議に要する期間とする。
- 3 審議方法
  - （1）審議は、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱第7条に基づき非公開とする。
  - （2）会議資料及び議事要旨については、審議結果を有識者会議に報告の後、公表する。
  - （3）有識者会議の委員は、分科会の会議に出席することができる。
  - （4）この他、議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
  - （5）会議は対面その他、Web 会議システムを用いる等、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、対応する。

## 会議を非公開とする考え方

本分科会の審議には、熊本市情報公開条例第7条第5号に該当する情報が含まれるため、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱第7条に基づき非公開とする。なお、具体的な理由は、以下のとおり。

### (非公開の理由)

- ・調査に関する検証においては、各段階で仮定を含め検証し、必要に応じて再整理しながら進めることも想定されることから、検証段階の情報が公開されることにより、未成熟な情報が確定的情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあること。
- ・専門家の間でも意見が割れている耐震性能について議論する場合において、その審議内容が一般に公表されるとすると、委員が確信を持ってないまでも意見を披露した場合に反論されることや、片言隻句をとらえた批判を受け、自由な発言を躊躇することも想定され、中立的な議論が阻害されるおそれがあること。

### 熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱（抜粋）

#### (有識者会議の公開)

第7条 有識者会議は、公開により行うものとする。ただし、審議において熊本市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議するときは、公開によらず会議を行うものとする。

### 熊本市情報公開条例（抜粋）

#### (不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない

(5) 実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの